

美濃加茂市議会
第1回定例会議案



平成28年3月2日

目 次

ページ

議第 3 5 号 美濃加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例について――	1
---------------------------------------	---

議第 35 号

美濃加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条第 1 項、第 3 項及び美濃加茂市議会会議規則（昭和 51 年美濃加茂市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出する。

平成 28 年 3 月 2 日提出

議会運営委員長 片 桐 美 良

美濃加茂市議会議長 山 田 栄 様

美濃加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例

美濃加茂市議会委員会条例（昭和 51 年美濃加茂市条例第 20 号）の一部をつぎのように改正する。

改正後	改正前
(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管)	(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管)
第 2 条 (略)	第 2 条 (略)
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。	2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 企画建設常任委員会 8 人	(2) 企画建設常任委員会 8 人
ア (略)	ア <u>総合戦略室の所管に属する事項</u>
イ (略)	イ (略)
ウ (略)	ウ (略)
エ (略)	エ (略)
オ (略)	オ (略)
カ (略)	カ (略)
キ (略)	キ (略)
ク (略)	ク (略)
ケ (略)	ケ (略)
コ (略)	コ (略)
(秩序保持に関する措置)	(秩序保持に関する措置)
第 21 条 委員会において地方自治法（昭和 22	第 21 条 委員会において地方自治法（昭和 22

<p>年法律第67号)、<u>美濃加茂市議会会議規則(昭和51年美濃加茂市議会規則第1号。第30条において「会議規則」という。)</u>又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第30条 (略)</p>	<p>年法律第67号)、<u>会議規則</u>又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>会議規則への委任</u>)</p> <p>第30条 (略)</p>
--	--

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

